

# 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく平成27年度実施状況報告

平成26年6月に制定にされた本条例に基づく平成27年度の実施状況を報告します。(第15条)



平成28年9月13日  
こども青少年・教育委員会資料  
こども青少年局

## I 横浜市の体制(第4条関係)

各区こども家庭支援課の「虐待対応調整チーム」と4か所の児童相談所が協力し、双方の連携強化と人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。

### 1 通告受理機関への職員の適正配置(第4条第4項関係)(P.4~5)

・18区のこども家庭支援課の「虐待対応調整チーム」と市内4か所の児童相談所に職員を配置して対応

### 2 区と児童相談所の連携強化、専門的な職員の育成(第4条第4項関係)(P.5)

・区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実際を学ぶ実地研修の実施  
・専門的な職員育成のための職員研修の実施

## II 市の責務(第4条関係)

児童虐待防止のため、市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化、広報啓発活動など、必要な施策を実施しました。

### 1 子育て支援事業の充実(第4条第1項関係)(P.6~9)

・こんには赤ちゃん訪問事業の実施  
・育児支援家庭訪問事業による養育者支援の実施  
・ショートステイ、トワイライトステイの実施  
・地域子育て支援拠点事業の実施(19か所)  
・利用者支援事業【平成28年1月26日から全区展開】  
・親と子のつどいの広場事業の実施  
・認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施  
・私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施  
・乳幼児一時預かり事業の実施  
・保育所等での一時保育事業の実施  
・横浜子育てサポートシステム事業の実施

### 2 児童虐待の予防・早期発見のための取組(第4条第2項関係)(P.9~10)

・産後母子ケア事業の実施  
・妊娠届出時の看護職等による面談の実施  
・医療機関における情報提供書を活用した情報提供による連携の強化  
・妊娠等に悩む方のため、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」の開設【平成28年1月21日に開設】  
相談:69件

### 3 精神科等の医療機関との連携、精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項関係)(P.11)

・精神科医や臨床心理士による面接相談の実施【区】  
・精神医学会での児童虐待防止に関する啓発の実施

### 4 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施(第4条第7項関係)(P.11~13)

#### ①親になるための準備

・小・中学生を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施【区】

#### ②虐待による重篤事例の分析・検証

・重篤事例等検証委員会による検証(27年度中の検証委員会は開催なし。)(27年度の虐待による死亡事例3件、28年度以降検証委員会により検証)

#### ③虐待の予防及び早期発見のための方策

・養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等の実施【区】

#### ④虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

・被虐待児支援強化事業:児童相談所職員等に対する専門性向上のための研修の実施  
・健全育成事業:親子関係改善のため夏季キャンプや工場見学などのレクリエーションの実施

#### ⑤学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

・スクールソーシャルワーカーの配置(18名)、スクールカウンセラー活用事業の実施  
・教職員に対する児童虐待対策研修の実施  
・放課後児童育成事業関係者への啓発・研修の実施

### 5 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項関係)(P.13~14)

・代表者会議(横浜市子育てSOS連絡会)の開催(2回)  
・実務者会議(区虐待防止連絡会)の開催(延べ106回)

### 6 関係機関等が行う虐待の防止のための取組の支援(第4条第3項関係)(P.14~16)

・横浜市子ども虐待防止ハンドブックの改訂、関係機関への配布・周知  
・関係機関向け研修の実施(局・児童相談所・区がそれぞれで実施)  
・横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)の活動  
・各区と医療機関の連絡会の開催

## III 市民の責務(第5条関係)・関係機関等の責務(第7条関係)

市民及び関係機関の責務として、条例の基本理念を理解して、児童虐待防止に努め、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告することとなっています。

### 1 速やかな通告、子供の安全の確認及び安全の確保への協力(第5条第3項関係、第7条第3項関係)(P.19)

・児童虐待に係る通告・相談の経路別件数(総数5,470件)  
近隣・知人 626件、家族・親戚 584件、警察等 1,694件、学校 410件、医療機関 176件、保育所 149件、その他関係機関1,831件

### 2 関係機関等の虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等(第7条第1項関係、第7条第5項関係)(P.17~18)

・横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組  
・教育委員会図書館による児童虐待防止啓発活動

## IV 通告及び相談に係る対応等(第8条関係)

通告受理機関(児童相談所、区こども家庭支援課)は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子どもの安全の確認を迅速に行いました。

### 1 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項関係)(P.20~21)

・児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数(対応件数) 5,470件(区役所:1,578件、児童相談所:3,892件)

### 2 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項関係)(P.21)

・よこはま子ども虐待ホットライン(24時間365日、フリーダイヤル)での相談・通告の受付  
受付件数 2,856件

### 3 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項関係)(P.21)

・児童相談所全国共通ダイヤル三桁化(「189(いちはやく)」に伴う対応【平成27年7月1日から実施】  
本市への接続状況:674件

## V 情報の共有等(第9条関係)

子どもを虐待から守るため、市及び関係機関は、情報の共有、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、ケースの最新情報の把握や支援方法の確認を行いました。また他都市との引継ぎ等を行い、要保護児童の継続的な支援を行いました。

### 1 保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1項関係)(P.22)

・要保護児童等進行管理会議の開催  
・進行管理台帳への登録件数(年度末4,009件)  
・個別ケース検討会議の開催(1,408回開催)

### 2 要保護児童の転居に伴う引継ぎの徹底(第9条第2項関係)(P.22)

・他都市への送付(移管223件、情報提供114件)  
・他都市からの受理(移管256件、情報提供128件)  
・市内移管(446件)

## VI 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)

関係機関と連携し、虐待を受けた子どもに対する適切な保護、心身の健全を図るための支援を行いました。

### 1 関係機関との連携、子供の適切な保護及び支援(第10条第1項関係)(P.23)

・保育所等での被虐待児の見守り強化  
・児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

### 2 医療機関、学校、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力(第10条第2項関係)(P.17~18)

・横浜市子育てSOS連絡会の構成員による取組、虐待の通報・連絡等の協力(再掲)

### 3 児童福祉法に基づく権限の行使、警察への援助要請(第10条第3項、第4項関係)(P.23~24)

・一時保護所における一時保護の実施(1,498件、うち児童虐待 617件)  
・立入調査(0件)  
・出頭要求(1件)  
・警察への援助要請(0件)

### 4 措置、一時保護等の解除時の、再統合や家庭的環境での生活等への配慮(第10条第5項関係)(P.24~25)

・施設等退所後児童アフターケア事業の実施  
・資格等取得支援事業の実施  
・里親・ファミリーホームへの委託

## VII 虐待を行った保護者への支援、指導等(第11条関係)

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。

### 1 虐待を行った保護者に対する子供との良好な関係を再構築するための支援(第11条第1項関係)(P.26)

・親子関係の再構築と児童の家族復帰のための家族再統合事業の実施  
・子どもの養育に不安を持つ保護者へのカウンセリングなどの実施【区】

### 2 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第11条第2項関係)(P.26~27)

・児童虐待の問題を抱える家庭への養育支援家庭訪問の実施、家庭訪問員の訪問、養育支援ヘルパーの派遣  
・医療機関委託による、保護者に対するカウンセリング強化事業の実施

## VIII 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(第12条関係)

健やかな妊娠と出産のため、妊娠健康診査や歯科健査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。

### 1 母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるための支援(第12条第1項関係)(P.28)

・妊婦健康診査費用補助券交付・妊婦歯科健康診査無料券交付による受診勧奨  
・妊娠届出時の看護職等による面談の実施(再掲)  
・母親教室・両親教室を全区で実施

### 2 妊娠中の女性の配偶者・同居者の配慮を支援するための取組(第12条第2項関係)(P.28~29)

・夫婦での参加に配慮した土曜日の両親教室の実施、父親にサポートしてもらいたいことなどを掲載した「パパの子育てノート」発行【区】

### 3 産婦人科を有する医療機関における、さまざまな施策等の周知のための取組(第12条第3項関係)(P.29)

・各種リーフレット(「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために~横浜市の子育て支援~」など)を、産婦人科医療機関等に配付

## IX 子供虐待防止の啓発(第13条関係)

局、区、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を拡充して実施しました。

### 1 児童虐待防止の取組と理解・協力のため、毎年11月を児童虐待防止推進月間、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定める。(第13条第1項関係)(P.30~32)

・リーフレット「STOP! 子ども虐待~地域みんなで子どもを守ろう!~」の配布、オレンジリボンたすきリレーへの参加・啓発等  
・区民向けのイベントや啓発キャンペーン・区民まつり等での啓発、啓発物の配布、講演会の実施 等【区】



平成 27 年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく  
実施状況報告書

平成 28 年 9 月

横浜市

## 目次

はじめに	3
1 横浜市の体制（第4条関係）	4
（1） 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）	4
（2） 区と児童相談所の連携強化（第4条第4項）	5
（3） 専門的な職員の育成（第4条第4項）	5
2 市の責務（第4条関係）	6
（1） 子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）	6
（2） 児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）	9
（3） 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項）	11
（4） 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める（第4条第7項）	11
（5） 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）	13
（6） 関係機関が行う虐待の防止のための取組を支援（第4条第3項）	14
3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）	17
（1） 虐待を防止するための施策の協力、早期発見、啓発等に努める（第7条第1項、第5項）	17
（2） 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する（第5条第3項、第7条第3項）	19
4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）	20
（1） 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）	20
（2） 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）	21
（3） 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）	21
5 情報の共有等（第9条関係）	22
（1） 要保護児童等進行管理会議（第9条第1項）	22
（2） 個別ケース検討会議（第9条第1項）	22
（3） 要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項）	22

6	虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）	23
	（1）関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める（第10条第1項）	23
	（2）医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の、適切な保護及び支援についての市への協力（第10条第2項）	23
	（3）児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第3項）	23
	（4）警察への援助要請（第10条第4項）	24
	（5）措置、一時保護等の解除時の配慮（第10条第5項）	24
7	虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）	26
	（1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第11条第1項）	26
	（2）虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第2項）	26
8	妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）	28
	（1）妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるよう努める（第12条第1項）、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身体・精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する（第12条第2項）	28
	（2）産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る（第12条第3項）	29
9	子供虐待防止の啓発（第13条関係）	30
	（1）こども青少年局が実施した啓発活動	30
	（2）区こども家庭支援課が実施した啓発活動	32
	資料	33

横浜市子供を虐待から守る条例(全文)

## はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成 26 年 6 月 5 日に制定され、平成 26 年 11 月 5 日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

横浜市のこれまでの取組では、平成 23 年、24 年度の「児童虐待対策連携強化プロジェクト」により示された方針に基づき、平成 26 年 1 月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針（以下、「連携強化指針」という。）」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。

これを受け、平成 26 年 4 月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。これまでの児童相談所に加え、市民により身近な区のこども家庭支援課が、通告受理機関として広く周知されたことにより、児童虐待の早期発見及び未然防止に向けた支援を充実しました。

一方、児童相談所は専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、区に対する必要な支援を行うとともに、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行うなど、子どもの最善の利益を実現するために、区と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所としての役割を果たしています。

さらに、区と児童相談所それぞれの専門性を発揮して児童虐待対応に当たるために、局こども家庭課は、平成 26 年度から区と児童相談所の業務実地指導を開始し、連携強化指針に基づいた業務の遂行を推進しました。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

平成 27 年度は、厚生労働省が主催する「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in all かながわ」を神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市が共催し開催いたしました。横浜市は「居所不明児童 ～支援が届かない子ども～の現状と課題」をテーマに第 1 分科会を担当し、居所不明児童の課題と対策について検討しました。

以下、本報告書では、平成 27 年度の条例に関する取組等について報告します。

# 1 横浜市の体制（第4条関係）

## (1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置(第4条第4項)

### ア 児童相談所組織・構成

総職員数 376人（正規職員 257人 再任用職員 6人 嘱託職員 113人（ほか嘱託医師 計18人）

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
設置年月日	昭和31年11月1日	平成19年6月25日	昭和49年10月1日	平成7年4月24日
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上5階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建	鉄筋コンクリート造地上2階建	鉄筋一部鉄骨コンクリート造 地上6階地下1階建
敷地面積	1,967.97㎡	1,356.14㎡	1,640.20㎡	18,896.63㎡
建物延べ面積 [保護所]	4,476.47㎡（内児相分3,928.72㎡） ※保護所含む	3,129.76㎡（内児相分2,697.27㎡） ※保護所含む	961.65㎡ [1501.74㎡]	30,764.19㎡（内児相分2,976.41㎡） [997.48㎡]
機構	<p> <b>所長</b>  <b>副所長</b>            庶務係長 事務 3                              事務(1)                              運転者(1)            一時保護係長 児童指導員 4                              保育士14                              保育士(8)                              保健師 1                              心理療法士(1)                              学習指導員(4)            自立支援担当係長 児童指導員 5                              保育士 3                              保健師 1                              心理療法士(1)                              学習指導員(2)            虐待対応・地域連携課長              担当係長 事務 1              担当係長 社会福祉 1                              保健師 1                              連携対応専門幹(1)                              おたふく相談員(7)                              虐待対応専門員(9)            支援課長              相談調整係長 相談調査員 5                              相談調査員(2)                              電話相談担当 1                              電話相談員(2)              相談指導担当係長 児童福祉司 4                              保健師 1              相談指導担当係長 虐待対応協力員(1)              支援係長 児童福祉司 11                              保健師 1                              里親対応専門員(1)                              養育支援家庭訪問員(2)              家庭支援担当係長 児童福祉司 1              障害児支援担当係長 児童福祉司 1              こころのケア係長 セラピスト 1                              児童心理司 5                              児童心理司(1)                              看護師 1(再任用)                              精神科医師(3)                              小児科医師(3)            医務担当課長            正規職員 82人            再任用職員 1人            嘱託職員 44人            計127人（ほか嘱託委嘱医師等6人）         </p>	<p> <b>所長</b>            相談調整係長 相談調査員 4                              (再任用職員1含む)                              相談調査員(1)欠員            担当係長 庶務 2                              運転者(1)                              施設業務員(2)            相談指導担当係長 児童福祉司 4                              看護師 1                              虐待対応協力員(1)            支援係長 児童福祉司 9                              保健師 1                              養育支援家庭訪問員(2)                              里親対応専門員(1)            家庭支援担当係長 児童福祉司 1            障害児支援担当係長 児童福祉司 1            こころのケア係長 セラピスト 1                              児童心理司(1)                              保健師 1                              精神科医師(2)                              小児科医師(2)            医務担当係長(担当課長)            一時保護係長 児童指導員 3                              保育士10                              (再任用職員1含む)                              保育士(5)                              調理員 1                              調理員(3)                              看護師(2)                              心理療法士(1)                              学習指導員(4)                              援助指導員(1)            正規職員 51人            再任用職員 2人            嘱託職員 25人            計78人（ほか嘱託委嘱医師等4人）         </p>	<p> <b>所長</b>            一時保護所担当課長            相談調整係長 相談調査員 6                              (再任用職員2含む)                              相談調査員(1)欠員            担当係長 庶務 3                              運転者(1)            相談指導担当係長 児童福祉司 4                              保健師 1                              虐待対応協力員(1)            支援係長 児童福祉司 12                              看護師 1                              養育支援家庭訪問員(2)                              里親対応専門員(1)            家庭支援担当係長 児童福祉司 1            障害児支援担当係長 児童福祉司 1            こころのケア係長 セラピスト 1                              児童心理司 4                              児童心理司(1)                              保健師 1                              精神科医師(1)            医務担当係長(担当課長)            一時保護係長 児童指導員 5                              保育士15                              保育士(8)                              保健師 2                              心理療法士(1)                              学習指導員(4)                              小児科医師(1)            正規職員 66人            再任用職員 2人            嘱託職員 20人            計88人（ほか嘱託委嘱医師等2人）         </p>	<p> <b>所長</b>            一時保護所担当課長            相談調整係長 相談調査員 4                              (再任用職員1含む)                              相談調査員(1)欠員            担当係長 庶務 3                              運転者(1)            相談指導担当係長 児童福祉司 4                              保健師 1                              虐待対応協力員(1)            支援係長 児童福祉司 9                              保健師 1                              養育支援家庭訪問員(2)                              里親対応専門員(1)            家庭支援担当係長 児童福祉司 1            障害児支援担当係長 児童福祉司 1            こころのケア係長 セラピスト 1                              児童心理司 4                              児童心理司(1)                              保健師 1                              精神科医師(4)                              小児科医師(1)            医務担当係長(担当課長)            一時保護係長 児童指導員 4                              保育士12                              保育士(11)                              保健師 1                              心理療法士(1)                              学習指導員(4)                              運転者(1)                              小児科医師(1)            正規職員 58人            再任用職員 1人            嘱託職員 24人            計83人（ほか嘱託委嘱医師等6人）         </p>

## イ 区こども家庭支援課の虐待対応調整チーム職員配置

平成 26 年度から、各区こども家庭支援課に、担当係長、専任保健師 1 名、社会福祉職からなる虐待対応調整チームを設置しています。

## (2) 区と児童相談所の連携強化（第 4 条第 4 項）

### ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成 26 年 1 月に「連携強化指針」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法を具体的に示すことで、連携強化を図りました。

## イ 区と児童相談所職員の实地研修

平成 24 年度から実施している实地研修は、区と児童相談所の連携強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健師、社会福祉職が双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区職員は児童相談所で通告受理や調査を行い、受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組み立てに活かしています。

表 实地研修実績

研修参加者内訳	平成 26 年度	平成 27 年度
区こども家庭支援課職員	25 人	27 人
区こども家庭支援課責任職	11 人	17 人
児童相談所職員	18 人	17 人
児童相談所責任職	4 人	7 人

## (3) 専門的な職員の育成（第 4 条第 4 項）

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

	平成 26 年度		平成 27 年度	
	実施回数（回）	参加人数（人）	実施回数（回）	参加人数（人）
児童相談所職員研修	165	2,217	150	2,226
区職員研修（局主催）	16	845	14	714
区職員研修（区主催）	91	2,480	163	4,013

## 2 市の責務（第4条関係）

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施しました。

### （1）子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）

#### ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。

民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委嘱し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者集合研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区役所が連携して事業に取り組みました。

表 こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
訪問件数(件)	22,159	24,001	26,409	27,501	28,152

表 訪問員に対する研修の実施状況

年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
訪問員委嘱人数(人)		821	873	848	897	897
新任者 研修	実施回数(回)	2	2	2	2	2
	参加者数(人)	163	132	100	150	109
現任者 研修	実施回数(回)	2	2	4	3	3
	参加者数(人)	672	685	743	717	699
合計	実施回数(回)	4	4	6	5	5
	参加者数(人)	835	817	843	867	808

#### イ 育児支援家庭訪問事業

養育者が、育児ストレス、育児ノイローゼ、産後うつ、精神疾患等の疾病や心身の障害等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭に対して、区福祉保健センターの保健師、育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。



表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
育児支援 家庭訪問員	訪問世帯数（世帯）	582	515	648	639	594
	訪問回数（回）	3,191	3,339	4,135	3,934	3,782
育児支援 ヘルパー	訪問世帯数（世帯）	32	43	48	59	64
	訪問回数（回）	699	889	1,137	1,426	1,490

#### ウ 子育て短期支援事業

子どもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的な子どもの預かりを行うことで、子どもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

表 子育て短期支援事業の実績

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ショートステイ（件）	3	83	56	605	721
トワイライトステイ（件）	362	550	742	1,463	2,570
休日預かり（件）	19	224	475	995	1,392

#### エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。乳幼児人口の多い区には、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを設置（1か所）しています。

また、子育て期のいろいろな悩みごと、困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」を行っています。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施施設数（か所） （うち、利用者支援事業実施施設数）	18 (-)	18 (-)	18 (-)	18 (1)	19 (18)
延べ利用者数（人）	449,047	468,105	486,525	489,262	494,598
延べ相談件数（人）	32,109	39,561	42,068	49,462	52,099

#### オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施施設数（か所）	36	42	47	50	54
延べ利用者数（組）	74,828	84,171	100,113	105,265	106,101

カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・私立保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施園数（か所）	33	33	33	33	36
延べ利用者数（人）※	48,867	57,118	56,124	61,159	59,538

※子どもの数

キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施園数（か所）	20	20	20	19	23
延べ利用者数（組）	46,410	44,407	40,868	38,010	37,753

ク 乳幼児一時預かり事業

子育てに対する負担感や不安感の軽減と、待機児童対策を目的に、理由を問わない子どもの一時預かり事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施施設数（か所）	10	15	18	19	19
延べ利用者数（人）	30,881	52,853	67,804	78,223	82,914

ケ 一時保育事業（民間保育所・市立保育所・横浜保育室）

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を実施しています。

表 一時保育事業（民間保育所・市立保育所・横浜保育室）の実施状況

年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
民間保育所	実施施設数（か所）	219	261	307	337	351
	利用者数（人）	108,088	114,409	130,441	135,331	143,385
市立保育所	実施施設数（か所）	42	43	47	46	46
	利用者数（人）	13,826	12,277	11,890	12,739	14,205
横浜保育室	実施施設数（か所）	108	114	117	107	99
	利用者数（日分）	21,239	19,702	17,508	14,012	9,722

#### コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け預かりを行うシステムを実施しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
機能強化支部（拠点）事務局（か所）	5	10	13	16	17
区支部（区社協）事務局（か所）	13	8	5	2	1
会員数（人）	8,401	9,145	9,944	10,622	11,211
活動援助実績（件）	38,056	43,118	45,799	48,073	53,791

#### （2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談に加え、各種福祉保健サービスの提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組んでいます。

#### ア 産後母子ケア事業

家族等からの産後の援助が受けられなく、育児支援を特に要する母子及びその家庭を対象に、母子ショートステイや母子デイケアを行うことで、心身の安定と育児不安を解消するために平成25年10月から実施しています。

表 産後母子ケア事業利用実績

年度	実人数	利用延べ日数	備考
25年度	89人	412日	※10月～3月までの半年間
26年度	212人	1,045日	
27年度	142人	690日	

#### イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出は、妊娠を行政的に把握し、妊婦から乳幼児までの一貫した母子保健サービスを実施するための出発点として重要です。

このため、妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握し、妊娠期から養育の支援を必要とする特定妊婦とその家族に対する支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
妊娠の届出者数 (人)	35,475	34,344	34,192	34,790	33,118
個別面談実施者数 (人)	30,351	29,747	31,108	31,787	30,216

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況 (各年度3月末現在)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
特定妊婦登録人数 (人)	12	17	44	103	149

## ウ にんしんSOSヨコハマ

妊娠等に悩む方々への相談体制の充実のため、電話やメールで気軽に相談できる窓口を委託により開設しました。妊娠に悩む当事者だけでなく、その取り巻く家族等、多岐に渡る相談を受け、必要に応じて継続支援につなげています。

相談実績は69件です。(期間：28年1月21日～3月31日)

表 主な相談内容(重複あり)

相談内容	件数
人工妊娠中絶	12
妊娠不安	8
パートナーとの関係	8
妊娠中の心身のトラブル	8
分娩施設	7
妊婦健康診査	6
経済的な問題	6

## エ 医療機関における情報提供書を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱いガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区子ども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っていましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携が加速しました。

表 医療機関からの連絡票の受理状況 (カッコ内は診療情報提供書を再掲)

年度	合計(件)	受理件数(内訳)(件)			
		産婦人科	小児科	精神科	その他
26年度	1,626(100)	654(48)	826(49)	10(2)	136(1)
27年度	1,783(322)	729(145)	897(160)	1(0)	156(17)

### (3) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項)

#### ア 区の実取組

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士による面接相談を実施することで、精神科医の受診につながりやすくする取組などを実施しました。(例)「専門家相談」(鶴見区)、「子育てママの心の相談」(港北区)

#### イ 児童相談所の実取組

○第56回日本児童青年精神医学会にて児童虐待防止に関するブースを設置

平成27年9月29日～10月1日 パシフィコ横浜

【実施内容】啓発チラシを作成し精神科医師に約1000部配付

パネル等を設置して医師に児童虐待、要保護児童対策地域協議会に関する啓発を実施。

### (4) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める(第4条第7項)

#### ア 親になるための準備、虐待の予防及び早期発見のための方策

##### ○区の実取組

養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会などを通して、子育ての不安や負担感を減らすための取組を行いました。また、小・中学校と協働し、命の大切さを伝える赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」を実施し、将来自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

表 平成27年度の実施状況

内容	実施区	参加人数(人)
親支援プログラムを活用した養育者支援事業等	4区	844
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	6区	1,678
小・中学生を対象にした思春期健康教育等	11区	6,302

#### イ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

##### (ア) 被虐待児支援強化事業

被虐待児童支援強化事業では、性的虐待等に関する研修を実施し、児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得し、被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

表 被害確認面接研修(24年度から実施)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度
児童相談所職員(人)	13	14	13	14
その他関係機関(人)	7	5	5	6

### (イ) 健全育成事業

健全育成事業では、児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援している子どもを対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、子供の活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。

表 健全育成事業 各所実績 (27年度)

	参加人(人)	内容・行先等
中央	63	動物園や運動公園、科学博物館、工場見学への外出 夏季宿泊キャンプの実施 科学教室や調理実習の実施など
西部	61	
南部	41	
北部	51	
合計	216	

### ウ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

#### (ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、区役所や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭 (全小学校 341 校に配置)
- ・スクールソーシャルワーカー (4 方面教育事務所 合計 18 名配置、学校長の要請等により派遣)
- ・スクールカウンセラー (小学校に週半日程度、中学校に週 1 日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置)

#### (イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、こども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

表 平成 27 年度の実績

内容	実施日	対象
人権教育推進協議会総会 「要保護児童等への支援について」	27.4.17	全校種校長、全人権教育 推進担当者
児童生徒指導方面別協議会 「要保護児童等への支援について」	27.5.28	全児童支援・生徒指導専 任教諭

#### (ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

- ・放課後事業の実施現場 (放課後キッズクラブ 110 か所、はまっ子ふれあいスクール 236 か所、放課後児童クラブ 222 クラブ) に「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」を配布しました。
- ・放課後 3 事業に従事するスタッフ対象の安全管理研修において、虐待の恐れのある事象の早期通報について徹底しました。(年 3 回/参加人数 234 人)

・放課後3事業に従事するスタッフ対象の人権研修「こどもの人権尊重、児童虐待予防と対応」を実施しました。(年1回/参加人数106人)

## エ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

### ○重篤事例等検証委員会による検証

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事例検証委員会を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

平成27年度中の検証委員会の開催はありませんでした。

#### 【参考】

平成27年度 虐待による死亡事例 3件

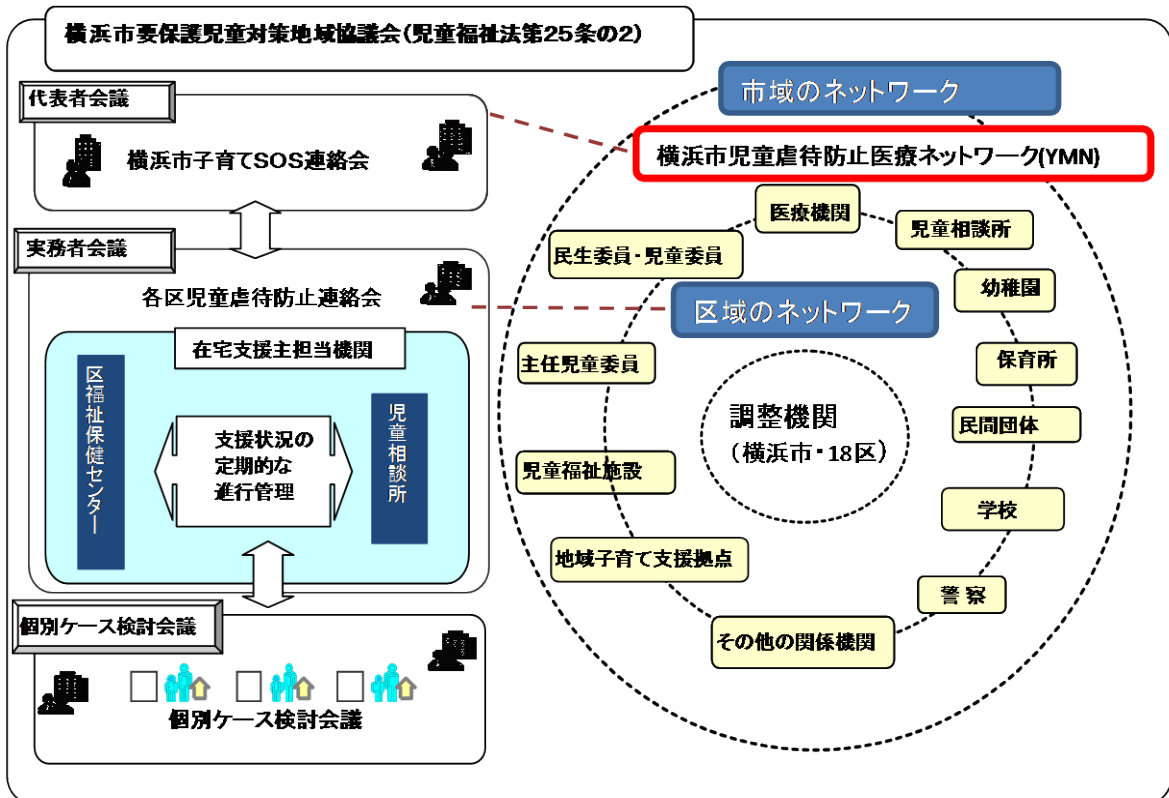
※平成28年度以降に、重篤事例等検証委員会において事例検証

## (5) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項)

### ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等(虐待を受けている子ども等)の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)を、児童福祉法に基づき設置しています。

### ○ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



#### (ア) 代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。26年度第2回の会議にて、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」が市域のネットワーク組織の一つとして承認されました。

【実績】 開催状況 第1回：平成27年6月25日、第2回：平成27年12月24日

#### (イ) 実務者会議（区虐待防止連絡会）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会などを開催するなど、各区が地域の状況に応じた取組を行い、延106回開催しました。

※進行管理会議、個別ケース検討会議については、「5情報の共有等（第9条関係）」P22に掲載。

#### (6) 関係機関が行う虐待の防止のための取組を支援（第4条第3項）

横浜市では、要対協を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区、局こども家庭課がそれぞれ、要対協の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

#### ア 横浜市子ども虐待防止ハンドブックの改訂

平成27年度改訂版を12月に17,700部発行し、要対協構成機関に対し配布・周知しました。

#### イ 関係機関向けの研修

民生・児童委員、主任児童委員、保育所、幼稚園、学校、医療機関等の要対協の構成員を対象とした研修を通じて、虐待に関する専門的知識や、関係機関のネットワークによる在宅支援のあり方などを学びました。



(ア) 児童相談所が実施した研修

	回数(回)	人数(人)	主なテーマ
民生委員・児童委員	10	167	児童相談所の機能、子どもの相談支援 等
学校関係者	25	1,001	児童虐待の理解
医療関係者	1	80	児童虐待防止について、児童虐待の発見について 等
保育施設・幼稚園	11	405	こどもの権利、児童虐待の発見と通告 等
行政職員(区以外)	9	183	児童虐待、発達障害、知的障害 等
その他	37	1,319	知的障害・発達障害の理解、性的虐待の理解 等
合計	93	3,155	

(イ) 区こども家庭支援課が実施した研修

各区において要対協構成員等を対象にした研修を延 134 回実施し、4,439 人が参加しました。

(ウ) 局こども家庭課が実施した研修

幼稚園、保育所、民生・児童委員など要対協の構成機関に対し、要保護児童対策地域協議会の意義と、児童虐待を受けた子供への支援について研修を実施しました。

日時	テーマ	講師	人数
7月3日 13:30~ 17:00	児童虐待の防止に向けた地域での支援と機関連携	日本社会事業大学専門職大学院 准教授 宮島 清氏	415 人
	児童虐待の子どもの心身への影響	子どもの虹情報研修センター 研 修部長 増沢 高氏	

ウ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の活動

平成 25 年 11 月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、26 年 12 月から要対協の代表者会議の下部組織に位置付けられました。医療機関が行った虐待事例の診断や、児童相談所への通告など行政との連携等をテーマに、年 3 回の定期会議や調査研究活動、研修講師を招聘しての研修会を開催しました。また、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換会を、時間を分けて開催し、虐待通告や特定妊婦などをテーマに、行政と連携した児童虐待の早期発見・支援のあり方などを検討しました。

◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜市労災病院、済生会横浜市東部病院、国立横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学横浜市北部病院、けいゆう病院（12 病院）

◇開催状況

日時	医療ネットワーク(午後6:30~8:30)		情報交換会(午後3:00~5:30)	
	テーマ	参加数	テーマ	参加数
H27.7.17	① YMNの運営について ② 活動状況報告 ③ 事例検討	51人	① 外傷チェックリスト部会の経過報告及び試用実施依頼について	18人
H27.11.17	① 情報交換会の報告 ② 神奈川県警本部(少年育成課、捜査第一課)との意見交換 ③ 事例検討 ④ 意見交換 ⑤ YMNの今後の運営等について	45人	① 情報提供 — 横浜市消防局データー ② 外傷アセスメントシートの試用状況 ③ 養育上課題を持つ親の在宅支援における医療機関と区役所、児童相談所の連携 ④ グループワーク	40名
H28.3.17	①「児童虐待防止医療ネットワークの目的とその効果」 講師:あいち小児保健医療センター 山崎 嘉久 氏 生駒 優佳 氏 ① 質疑応答 ② 28年度の運営について	35人	①「愛知県における児童虐待防止医療ネットワークの取組から」学ぶ 講師:あいち小児保健医療センター 山崎 嘉久 氏 生駒 優佳 氏 ②グループワーク	29人

エ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

開催日	対象病院	主催(区or病院)	備考(参加者内訳等)
H27.7.2	済生会横浜市東部病院	病院	医療機関(小児科、NICU参加、医療相談室、精神科)、鶴見区、港北区、神奈川区、こども青少年局
H28.1.25	済生会横浜市東部病院	病院	
H27.7.30	昭和大学藤が丘病院、江田記念病院、山本内科循環器医院、鳥居歯科医院	青葉区	虐待防止連絡会(全体会)
H27.10.30	横浜市大付属病院・南共済病院・池川クリニック・岡本産婦人科・山本助産院	金沢区	福祉保健センター長・部長・課長・係長・保健師・助産師・子育て拠点「とことこ」職員・母子家庭訪問員・病院(産科)スタッフ・医師
H27.12.7	ワキタ産婦人科医院	青葉区	虐待防止連絡会(地区別)
H27.6.23	堀病院	瀬谷区	医療機関2名、瀬谷区3名、旭区2名、泉区2名
H28.2.8	堀病院	瀬谷区	医療機関3名、瀬谷区3名、旭区2名
H27.12.7	横浜市民病院	病院	神奈川区、市民病院
H27.7.9	県立汐見台病院	磯子区 病院	病院6人(MSW、産科と小児科スタッフ)区13人(係長、医療職、SW、育児支援家庭訪問員、心理相談員)
H28.2.3	神奈川県立こども医療センター	病院	病院スタッフ、18区、こども青少年局こども家庭課

### 3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）

（1）虐待を防止するための施策の協力、早期発見、啓発等に努める（第7条第1項、第5項）

ア 横浜市子育てSOS連絡会構成機関の取組一覧（平成27年度）

構成機関	取組内容
横浜市医師会	・妊娠確定診断時、妊婦健診、一か月健診等での育児不安に対し、相談窓口（医師会・特に育児経験のある女性医師、助産師会、各区福祉保健センター担当者・担当部局）を紹介した。
横浜市産婦人科医会	・神奈川県産科婦人科医会を通じて、会員各位に更なる育児支援を呼びかける「要養育支援者の市町村通告勧奨について」の通知を发出し、「要養育支援者情報提供書」を活用する横浜市方式について勧奨した。
横浜市歯科医師会	・9月24日 第1回学校保健研修会にて「口腔内から見えてくる虐待」について講演 ・6月7日 歯と口の健康週間フェスティバルで、児童虐待キャラクターによる啓発及びリーフレット配布 ・横浜市歯科医師会会員に、養育支援が必要な児童を診療した場合に「養育支援者診療情報提供書」の活用を呼びかけるため取扱いガイドを配布し周知を行った。（12月）
神奈川県弁護士会	・児童相談所における定期的相談業務・代理活動等 ・無戸籍者ホットラインの開催及び、無戸籍者専用ダイヤルの設置
神奈川県警察本部	・警察活動における児童虐待の早期発見 ・児童の安全確認 ・児童通告 ・事件捜査 ・援助要請への対応
横浜地方法務局人権擁護課 横浜市人権擁護委員	1 児童虐待に関する人権相談体制 (1)「子どもの人権110番」相談電話(フリーダイヤル)の常設 ・法務局職員及び人権擁護委員が対応(平日8:30~17:15) (2)全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施 ・6月22日~28日の相談時間延長(平日19時まで、土・日曜10~17時) (3)子ども人権SOSミニレターの配布 ・県内全ての小中学生に対し、学校を通じて10月下旬から11月下旬にかけて配布 ・受領したミニレターから児童虐待が疑われる場合、学校及び児童相談所へ連絡し、情報収集及び情報提供を実施。 2 乳幼児及び保護者を対象とした人権啓発活動 横浜市内の子育て支援施設及び子育て支援サークルにおいて、乳幼児を連れた保護者を対象とする人権教室を実施(9月16日、11月4日)
横浜市民生委員児童委員協議会	・小・中学校職員へのオレンジリボン着用を依頼 ・小・中学校専任教諭との中学校ブロック会議を実施 ・小・中学校養護教諭との情報交換、保健師との情報交換 ・区民まつりでの虐待防止啓発活動 ・オレンジリボンたすきリレーでの虐待防止啓発活動

構成機関	取組内容
よこはまチャイルドライン	子どもの声を受け止める電話であり虐待の電話も時折入る。子どものつらさや悲しみに寄り添うので、子どもは少しは気持ちが楽になると思われる。また市外の事例だが、子どもからの電話で児童相談所に繋ぎソーシャルワークにつなげたこともある。
横浜市社協児童福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護された子どもたちの社会的養護の場の確保</li> <li>・社会的養護を受けている子どもたちの継続的な自立支援、アフターケア</li> </ul>
横浜市幼稚園協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の運営委員会において「横浜市子供を虐待から守る条例」の周知用チラシを活用して、児童虐待防止を呼び掛けるとともに、各園でも「子どもの人権」を守る立場からの取り組みを依頼している。</li> <li>・幼稚園の入園に関し、差別的と思える事例が新聞に投書されたためこれを子どもに対する重大な人権侵害と捉え、各園に再度の注意喚起を促すとともに、親切丁寧でかつ、決めの細かな対応を要請した。今後も他機関と連携を取り合い、予防に努めるよう依頼していく。</li> </ul>
横浜私立保育園園長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の開催テーマ「横浜市内の児童虐待の現状と保育園での支援のあり方」(講師:中央児童相談所職員)</li> </ul>
横浜市立小学校長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭の協議会において区役所及び児童相談所、警察署等の関係機関による児童虐待防止に関わる情報提供及び研修会を実施し、より一層迅速適確な対応ができるようにした。</li> </ul>
横浜市立中学校長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長会と児童相談所の所長の協議会を開催し、情報交換及び諸対応の検証を行い連携する際に一層の改善が進むようにした。</li> <li>・小学校長会児童指導研究部会(各区の児童指導の代表者会)で福祉の専門家を講師に招いて児童虐待防止に向けた福祉との関わる研修会を実施した。</li> </ul>

イ 教育委員会図書館による児童虐待防止啓発活動（平成27年度）

実施日	実施主体	事業名	実施回数
11月6日～ 12月7日	中央図書館	ミニ展示 「11月は児童虐待防止推進月間です」	1回
11月5日	都筑図書館と都筑区 こども家庭支援課の 共催	展示「ストップこども虐待」 都筑区総合庁舎ホールでのパネルや 絵本の展示・貸出。	1回
11月5日		「おやこでわらべうたで遊ぼう～絵本と 保育のおはなし～」 上記展示会場で実施。	2回

(2) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する（第5条第3項、第7条第3項）

ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数（平成27年度）

本市が27年度に対応した児童虐待相談の経路別件数によると、市全体では警察等からの割合が31.0%となっています。区は福祉保健センター内での情報によって把握したものの割合が32.9%と多く、児童相談所では警察等からの児童通告が43.3%となっています。

(単位:件、%)

区分	市全体		区役所		児童相談所	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
福祉保健センター	676	12.4%	※1 519	32.9%	157	4.0%
他都道府県市町村	109	2.0%	89	5.6%	20	0.5%
児童相談所	737	13.5%	186	11.8%	551	14.2%
保育所	149	2.7%	109	6.9%	40	1.0%
児童福祉施設等	67	1.2%	14	0.9%	53	1.4%
警察等	1,694	31.0%	9	0.6%	1,685	43.3%
医療機関	176	3.2%	76	4.8%	100	2.6%
幼稚園	21	0.4%	7	0.4%	14	0.4%
学校	410	7.5%	124	7.9%	286	7.3%
教育委員会等	2	0.0%	2	0.1%	0	0.0%
児童委員	42	0.8%	36	2.3%	6	0.2%
家族・親戚	584	10.7%	163	10.3%	421	10.8%
近隣・知人	626	11.4%	175	11.1%	451	11.6%
児童本人	38	0.7%	3	0.2%	35	0.9%
その他	139	2.5%	66	4.2%	73	1.9%
合計	5,470件	100.0%	1,578件	100.0%	3,892件	100.0%

※1：区子ども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したもの及び市内他区からの住所異動により引き継いだものを含む。

## 4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）

### （1）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）

通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子どもの安全の確認を迅速に行いました。

#### ア 児童虐待相談の対応件数

（児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
区役所	605	752	868	1,016	1,578
児童相談所	2,702	3,265	3,724	3,617	3,892
市全体	3,307件	4,017件	4,592件	4,633件	5,470件

#### イ 相談種別件数（平成27年度）

市全体では心理的虐待の割合が多く、41.0%となっています。区はネグレクトの割合が45.6%と多く、児童相談所では心理的虐待の割合が46.9%と多くなっています。

（単位：件、%）

区分	市全体		区役所		児童相談所	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
身体的虐待	1,594	29.1%	435	27.6%	1,159	29.8%
性的虐待	73	1.3%	7	0.4%	66	1.7%
心理的虐待	2,241	41.0%	416	26.4%	1,825	46.9%
ネグレクト	1,562	28.6%	720	45.6%	842	21.6%
合計	5,470件	100.0%	1,578件	100.0%	3,892件	100.0%

#### ウ 年齢別件数（平成27年度）

市全体では0歳から6歳までの未就学児童の割合が多く、53.1%となっています。区は未就学児童が72.5%と多く、児童相談所では小学生以上が54.7%と多くなっています。

（単位：件、%）

区分	市全体		区役所		児童相談所	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
0歳	504	9.2%	297	18.8%	207	5.3%
1～6歳	2,403	43.9%	848	53.7%	1,555	40.0%
7～12歳	1,639	30.0%	340	21.5%	1,299	33.4%
13～15歳	635	11.6%	77	4.9%	558	14.3%
16歳以上	289	5.3%	16	1.0%	273	7.0%
合計	5,470件	100.0%	1,578件	100.0%	3,892件	100.0%

#### エ 主たる虐待者別件数（平成27年度）

市全体では実母によるものの割合が多く、57.4%となっています。区は実母の割合が75.9%と多く、児童相談所では実母の49.9%に対し、実父・実父以外の父の合計が46.5%とほぼ同等となっています。

(単位：件、%)

区分	市全体		区役所		児童相談所	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
実父	1,844	33.7%	244	15.5%	1,600	41.1%
実父以外の父	243	4.4%	31	2.0%	212	5.4%
実母	3,140	57.4%	1,198	75.9%	1,942	49.9%
実母以外の母	43	0.8%	9	0.6%	34	0.9%
その他	200	3.7%	96	6.1%	104	2.7%
合計	5,470件	100.0%	1,578件	100.0%	3,892件	100.0%

## (2) 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項)

## ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受付けています。

表 よこはま子ども虐待ホットライン 受付件数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
受付件数(件)	2,523	2,498	2,728	2,903	2,856

## (3) 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項)

## ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化(189)に伴う対応

平成27年7月1日から、より迅速に児童虐待の相談・通告を受け、虐待を早期発見することを目的に、児童相談所全国共通ダイヤルが従来の10桁の番号から三桁化(189)されました。本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

表 児童相談所全国共通ダイヤル(189)から本市への接続状況(平成27年度)

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	119	65	59	71	68	75	63	62	92	674

## 5 情報の共有等（第9条関係）

市及び関係機関は、子どもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要対協の活用により相互の連携・協力を図っています。

### （1）要保護児童等進行管理会議（第9条第1項）

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関（学校、保育所、幼稚園等）からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

表 進行管理台帳登録件数

	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
要保護児童(人)	2,268	2,693	3,190	3,945	3,860
特定妊婦(人)	12	17	44	103	149
計(人)	2,280	2,710	3,234	4,048	4,009

### （2）個別ケース検討会議（第9条第1項）

個別ケース検討会議は要対協に位置付けられており、子どもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。平成27年度は、1,408回開催し、2,247人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
440	671	897	1,281	1,408

### （3）要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項）

要保護児童等として支援をしていた児童が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行い支援の継続を依頼しました。

表 要保護児童等の市内外への移管及び情報提供送付及び受案件数（平成27年度）

担当	他都市へ送付		他都市から受理		市内移管
	移管	情報提供	移管	情報提供	
区こども家庭支援課	134	58	122	66	179
児童相談所	89	56	134	62	267
合計	223	114	256	128	446



## 6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）

### （1）関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める（第10条第1項）

#### ア 保育所等での被虐待児の見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

【実績】保育士加配または経費助成の対象児童数（4月1日現在）

25年度	26年度	27年度
13人	20人	34人

#### イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

27年度末設置区 中区、南区、港南区、旭区、都筑区、泉区

表 設置数及び相談件数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
設置数	3か所	5か所	6か所	6か所	6か所
相談件数	763件	2,366件	4,413件	7,912件	10,547件

### （2）医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の、適切な保護及び支援についての市への協力（第10条第2項）

再掲 関係機関の取組一覧 P17～18 参照

### （3）児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第3項）

平成27年度、児童相談所では1,498件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は617件で、全体の約4割となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、27年度は出頭要求が1件でした。

また、立入調査の実施に伴い、安全に調査を実施するために、警察への援助要請を1件実施しました。

ア 一時保護所における一時保護及び委託保護の実績

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
合計	1,271	1,299	1,352	1,340	1,498
一時保護所	1,029	1,040	1,106	1,113	1,181
他機関	242	259	246	227	317
うち児童虐待	507	642	678	654	617

イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・搜索 件数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
立入調査	2	0	0	1	0
出頭要求	1	0	0	2	1
再出頭要求	1	0	0	0	0
臨検・搜索	1	0	0	0	0

(4) 警察への援助要請 (第10条第4項)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
援助要請件数	4	4	0	1	0

【参考】

- 出頭要求等 (法第8条の2)  
児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める (出頭要求) ことができる。
- 再出頭要求等 (法第9条の2)  
保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める (出頭要求) ことができる。
- 臨検、搜索等 (法第9条の3)  
立入調査が拒否され再出頭要求にも応じない時に、裁判官が発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、搜索をできる。

(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮 (第10条第5項)

児童福祉法では、児童養護施設等への入所は18歳までとなっています (平成27年度時点)。施設等を退所した児童に対しては、安定した生活の基盤がつけられるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

ア 施設等退所後児童アフターケア事業

入所中から退所後を通じて、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援を行いました。

施設等退所者、入所児童の居場所として「よこはま Port For」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。

## 【実績】

- ・居場所利用者数 25年度：549人、26年度：655名、27年度：921名
- ・利用登録者数（累計）150名

## イ 資格等取得支援事業

施設等退所後の就労につながる資格取得のため、資格等取得推奨費、大学等進学自立生活資金の助成を行いました。

### 【実績（支給人数）】

- ・資格等取得推奨費（普通自動車免許取得）  
25年度：2名、26年度：2名、27年度：1名
- ・大学進学等自立生活資金（カナエール）  
26年度：一時金9名・生活資金9名、  
27年度：一時金6名・生活資金15名
- ・初年度納入金 27年度：5名

## ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体で子どもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につながるための説明会や広報啓発活動を行いました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5～6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

表 里親への委託状況

	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
認定里親数	130組	128組	140組	142組	151組
委託里親数	37組	33組	37組	42組	48組
委託児童数	45人	40人	46人	51人	58人

表 ファミリーホームへの委託状況

	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
ホーム数	9か所	9か所	8か所	7か所	7か所
委託児童数	34人	37人	38人	34人	31人

## 7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）

### （1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第11条第1項）

#### ア 児童相談所の取組

##### （ア）家族再統合事業

一時保護中の児童や児童福祉施設に入所中の児童とその家族を対象に、親子関係の再構築と児童の家庭復帰を目的とし、家族再統合に向けて取り組む目標を設定し、子どもや養育者と共有しながら支援をすすめました。

表 家族再統合件数の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
家族再統合件数	110	124	109	124	133

#### イ 区 の 取 組

DVや虐待被害者の心のケア、子どもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

（例）「かながわ安心子育て支援事業（DV・虐待心理相談事業）」（神奈川区）、「児童虐待等相談支援事業」（南区）、「子育てママの心の相談」（港北区）、「こころの相談」（青葉区）、「AOBA 乳幼児デイレスパイトケア」（青葉区）、「ママのハートバランス事業」（緑区）、「コアラの相談」（都筑区）、「母親のためのカウンセリング」（瀬谷区）

### （2）虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第2項）

#### ア 児童相談所の取組

##### （ア）養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 家庭訪問員訪問実績

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中央	727	754	720	851	786
西部	619	693	730	748	715
南部	906	698	793	712	638
北部	915	875	573	852	870
合計	3,167	3,020	2,816	3,163	3,009

表 ヘルパー派遣実績

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中央	874	920	722	1,054	1,534
西部	293	619	1,280	1,823	2,382
南部	2,357	2,934	1,801	1,671	1,194
北部	1,089	1,064	798	1,444	2,008
合計	4,613	5,537	4,601	5,992	7,118

(イ) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関（精神科クリニック）に委託して、保護者のカウンセリングを実施しました。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
カウンセリング回数 (実人数)	25 (5人)	49 (7人)	34 (10人)	36 (14人)	48 (8人)

## 8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）

- (1) 妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるよう努める（第12条第1項）、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身体・精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する（第12条第2項）

### ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）を交付し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
補助券利用述べ数	373,725	381,337	372,490	382,677	368,658

### イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠中は口の中が変化し、むし歯や歯周病が発生しやすくなります。また、母親の口の中のむし歯菌が赤ちゃんの口の中に感染することでむし歯になるため、妊婦の口の中を清潔に保つことが重要です。女性の生涯を通じた歯の健康及び赤ちゃんの健やかな成長のため、妊婦を対象に身近な歯科医療機関で歯科健康診査を受診できるよう、妊婦歯科健康診査無料受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況（※）24年10月事業開始

年度	24年度 （※）	25年度	26年度	27年度
受診者数(人)	4,185	9,779	10,875	10,875
委託歯科医療機関数(か所)	942	1,056	1,184	1,296

### ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施（再掲）P. 9～10参照

### エ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、区づくり推進自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や赤ちゃんの泣きの対応や先輩ママパパの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

年度	24年度		25年度		26年度		27年度	
	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数
母親(両親)教室 (局事業)	775	18,244	727	17,523	764	17,809	764	16,942
土曜両親教室 (区づくり事業)	87	3,898	96	4,076	93	4,259	94	4,650
合計	862	22,142	823	21,599	857	22,068	858	21,592

(区の取組)

・健やか子育て応援事業『パパの子育てノート』の発行(栄区)

子育てを取り巻く環境の変化、妊娠・出産・育児期に母親が父親にサポートしてもらいたいこと、子どもとの遊び方、妊婦の心身の変化、乳幼児揺さぶられ症候群の啓発等を掲載した「パパの子育てノート(パパズノート)」を1,500冊発行し、母子健康手帳交付時に希望者に配布。

(2) 産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る(第12条第3項)

ア 「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために～横浜市の子育て支援～」(リーフレットの配架)

新生児家庭訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、産前産後ヘルパー派遣事業、親子の居場所「地域子育て支援拠点」、育児に関する電話相談窓口「子ども・家庭支援相談」に関する育児支援サービス及び乳幼児揺さぶられ症候群の予防と泣いたときの対応方法を掲載したリーフレット「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために」を毎年度作成し、市医師会、各区医師会の協力を得て、産婦人科医療機関に配付しました。

【27年度実績】発行部数：38,000部、うち21,200部を産婦人科医療機関へ配付

イ 「子育てに悩んでいませんか？」(リーフレットの配架)

産婦人科、小児科、精神科に対し、子育てに悩む養育者が早期に相談につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

ウ 「赤ちゃんが泣いて困ったら」(リーフレットの配架)

乳幼児揺さぶられ症候群の予防を目的に、生後間もない時期の理由の無い泣きへの対処法を説明したリーフレットを作成し、産婦人科、小児科に配布しています。

## 9 子供虐待防止の啓発（第13条関係）

子どもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組みへの理解及び協力を求めるため、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定められたことを受け、毎年11月の児童虐待防止推進月間と共に、こども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を拡充しました。

### （1）こども青少年局が実施した啓発活動

虐待の基本的な知識、通告義務、条例における市民・関係機関・本市の責務などを紹介するリーフレット「STOP！子ども虐待～地域みんなで子どもを守ろう！～」を作成し、啓発キャンペーンなどの機会を捉えて、市民や関係機関に対して周知しました。

#### ア 児童虐待防止広報啓発事業報告（27年度）

こども青少年局が、27年度に実施した広報・啓発活動は次の事業一覧のとおりです。

	実施期間・日	実施事項の具体的内容	備考(開催場所等)
1	通年	金沢動物園管理事務所と「ののほな館」にポスター掲示依頼(通年掲示)	金沢動物園
2	通年	よこはま動物園ズーラシア管理事務所と管理棟1階の公衆電話横(授乳室の壁)にポスター掲示依頼(通年掲示)	よこはま動物園ズーラシア
3	通年	野毛山動物園管理事務所と授乳室にポスター掲示依頼(通年掲示)	野毛山動物園
4	通年	横浜マリノスにポスター掲示依頼(通年掲示)	横浜マリノス
5	通年	横浜FCにポスター掲示依頼(通年掲示)	横浜FC
6	6月～通年	ドコモCSの市内36店舗のドコモショップにポスター掲示依頼(通年掲示)	ドコモCS
7	4月～3月	27年度 子育てガイドブック「どれどれ」への掲載	
8	4月～3月	毎月5日の職員給与明細の表紙への文言掲載依頼	
9	4月～3月	毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLED広告へ掲載	市営地下鉄ブルーライン車内
10	4月5日	マタニティ・ベビーフェスタ2015で、啓発リーフレット(800部)配布とキャラクターによる啓発	パシフィコ横浜 展示ホール
11	4月	子育ての相談は区こども家庭支援課への記事を、広報よこはま4月号全市版(はま情報欄)に掲載	
12	5月5日	BAYガーデンで、10分間、啓発スピーチとキャラクターとの記念撮影	横浜公園
13	5月、11月	フリーペーパー「はまかぜ」に、キャラクターの紹介(5月)と児童虐待防止月間(11月)の記事掲載(市内全域:9万部)	
14	6月7日	歯と口の健康週間フェスティバルで、啓発リーフレット(400部)配布とキャラクターによる啓発	クイーンズスクエア
15	7月29日	日産スタジアムでのJリーグ試合「横浜Fマリノス対清水エスパルス」のハーフタイムにキャラクターと伴にグラウンドを一周し、観客(約16,000人)に啓発	日産スタジアム
16	9月5日	横浜市の「救急の日」イベントでの啓発リーフレット配布(各500部)とキャラクターによる啓発	クイーンズスクエア
17	10月25日	オレンジリボンたすきリレーのゴール地点でのオレンジリボンと啓発リーフレット配布(各500部)とキャラクターによる啓発	山下公園



18	10月、11月	ハッピーローソンの店内に写真撮影用のキャラクターのパネルを展示(毎年)	ハッピーローソン(山下公園)
19	11月8日	はまぎんホールと横浜市社会福祉センターにて、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in all かながわ」開催	はまぎんホール 横浜市社会福祉センター
20	11月	京急百貨店で啓発リーフレット配布(各100部)、店内へのポスター掲示と5階子ども用品売場の社員全員がオレンジリボンを着用	京急百貨店
21	11月	全職員へEメール署名欄下部への児童虐待防止啓発文言掲載依頼	
22	11月	局長名で各区局統括本部長宛にオレンジリボン着用依頼文発送(経営責任職以上の職員に着用依頼)	
23	11月	横浜市営バス全車両900台に啓発ポスター掲示	市営バス全車両
24	11月	横浜市営地下鉄と各駅(ブルーライン32駅、グリーンライン8駅)に啓発ポスター掲示	市営地下鉄各駅
25	11月	横浜市庁舎1階での展示ブースで啓発物の展示、地下食堂前にポスター掲示	市庁舎(市民広間、地下)
26	11月16日	伊勢佐木町商店街において、DV・児童虐待防止の両方の啓発リーフレット配布(各1,000部)とキャラクターによる啓発	伊勢佐木商店街
27	11月	開港記念会館のオレンジ色(児童虐待防止)とパープル色(DV)のライトアップと展示コーナーにおいて、啓発リーフレット配布(各100部)	開港記念会館
28	11月	市民病院にポスター掲示、全職員がオレンジリボンを着用	市民病院
29	11月	中央図書館4階特設コーナーで、啓発リーフレット配布、のぼり、ポスター掲示と社会科学分野(虐待関連)の図書とのコラボレーション	中央図書館
30	11月	歴史博物館に子育てについての歴史の展示と共に、啓発リーフレット配布	歴史博物館
31	11月	区役所等と小中・特別支援学校への厚労省からのポスター掲示、チラシ配布を依頼	
32	12月	広報よこはま12月号全市版(人権特集号)に児童虐待防止についての記事を掲載	
33	2月21日	京急百貨店にてキャラクターによる啓発とリーフレット配布(300部予定)	京急百貨店
34	3月1・2日	横浜市就職セミナーで、啓発リーフレットの配布	開港記念会館

## エ「オレンジリボンたすきリレー」への協力

子どもの虹情報研修センター等による実行委員会が実施するオレンジリボンたすきリレーは、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボン「オレンジ色のたすき」に見立てて、二宮町、渋谷、鎌倉の3地点から山下公園のゴールを目指してリレーを行い、子ども虐待防止を広く市民に啓発する取り組みです。

横浜市は実行委員として参加するとともに、ゴール地点での啓発ブースを出店し、チラシ等の配布を行いました。啓発ブースでは、横浜市主任児童委員会と協働して模擬店やゲーム等でイベントを盛り上げました。また、各コースの中継点を持つ区の子ども家庭支援課では、主任児童委員と協力して中継点での啓発を行いました。

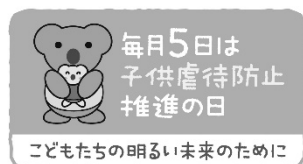
## (2) 区子ども家庭支援課が実施した啓発活動

各区の子ども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組みました。

27年度実績	実施区	回数
区民向けイベント・研修	9	12
区民向け広報・啓発	18	75
合計	27	87

毎月5日の子供虐待防止推進の日を普及するためのロゴマークを作成し、印刷物や名刺等に掲載して周知を図りました。

### ◇ロゴマーク



### 【名刺活用例】



横浜市子ども虐待防止のキャラクター名前は、キャッピー（CAPY）です。

[Child Abuse Prevention in Yokohama] = [よこはま子ども虐待防止] の意味です。

児童虐待防止のイベントに参加し、ぬりえや缶バッジで啓発し、横浜市の子育てを応援しています。また、横浜市内の区民まつりなどにもでかけます。



## 横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

## (基本理念)

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業

(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。)の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。
- 4 市は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的な知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。
  - (1) 親になるための準備
  - (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
  - (3) 虐待の予防及び早期発見のための方策
  - (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
  - (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

#### (市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。

- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告(以下単に「通告」という。)をしなければならない。
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

#### (保護者の責務)

第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。

- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児(児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。)については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利

用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。

- 2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
- 3 市は、通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。

- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転居（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条に規定する転居をいう。）又は転出（同法第24条に規定する転出をいう。）をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転居先又は転出先の住所地为所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
- 3 市長及び通告受理機関の長（これらの補助機関である職員を含む。）は、法第8条第

2項の規定による安全の確認若しくは一時保護（以下「安全の確認等」という。）、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。

- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。
- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

（虐待を行った保護者への支援、指導等）

- 第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。
- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

（妊娠中の女性及び胎児の健康保持等）

- 第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
- 2 妊娠中の女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
  - 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

（子供虐待防止の啓発）

- 第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

（財政上の措置）

- 第14条 市は、子供の虐待を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市会への報告）

- 第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

